

診療所等賃上げ補助金に関する「とても重要なお知らせ」【薬局】

岡山県内の薬局が、国が定める方法に従った職員の賃金改善を行った場合、事後に県へ申請すると、所定の額の補助金が交付されます。

賃金改善を行う時期

令和8年3月末まで

補助金を申請する時期

令和8年6～7月(予定)

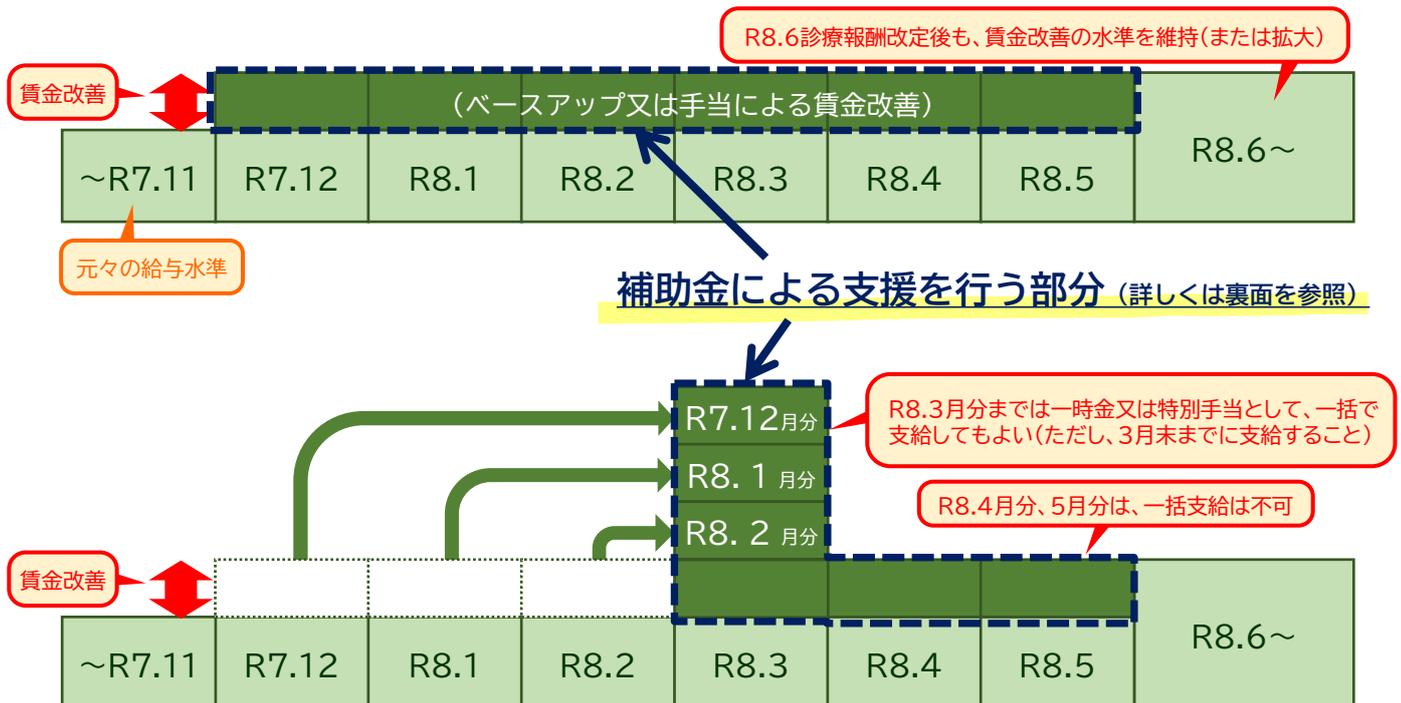
1 支援対象となる医療機関

令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を厚生局へ届け出る、岡山県内の薬局。

※ 保険医療を実施していない医療機関は、支援対象外となります。

2 賃金改善の方法

令和8年6月から診療報酬改定に合わせた賃上げを行っていただくことを前提として、その前の半年分(令和7年12月～令和8年5月)についても賃金改善を行っていただいた場合に、賃金改善に要した経費について、補助金による支援を行うものです。



※ R7.3.31時点の賃金水準と比較して、既に2.0%を上回るベースアップを実施している場合は、R7.12月～R8.5月の間の、2.0%を上回る部分に補助金を充てることもできます。

3 支援対象となる職種

対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者

- ※ 非常勤職員も対象となります。
- ※ 対象医療機関等の管理者、薬局の開設者は対象外となります。

裏面に続きます!



4 補助金額及び申請方法

2の方法で賃金改善を行った上で、県へ申請を行うと、所定の額の補助金が交付されます。

補助金額

所属する同一グループ内の保険薬局の数（※）として、

- ・ 1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局 145,000円
- ・ 6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局 105,000円
- ・ 20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局 70,000円

（※）厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）
または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

申請方法

令和8年6月以降の、県が別途指定する期間内に、賃金改善を行ったことの報告書と、補助金の交付申請書を提出していただきます。

申請受付期間や必要書類については、令和8年5月ごろに、県のホームページでお知らせするほか、対象となる医療機関には、郵送にて案内文書をお届けいたします。

5 参考（国の事業実施要綱）

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱<抜粋>

（7）賃金改善（※）の内容

原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更時間に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

（※）令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

（※）賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。

（※）定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることができない。

（8）留意事項

① 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみ賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合（※）、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

（※）現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種

・ 事務職員

・ 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師

（40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象にならなく、現時点で対象に含めることは検討されていない。）